

〔私学六〇二〕

追加〔平成一六年文令二二号〕

〔進学生徒の調査書等の送付〕

第五十四条の六 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長あて送付しなければならない。ただし、第五十九条第三項（第七十三条の十六第五項において準用する場合を含む。）及び同条第四項の規定に基づき、調査書を入学者の選抜のための資料としない場合は、調査書の送付を要しない。

追加〔昭和三三年文令一八号〕一部改正〔昭和三五年文令一六号・三六年一二号・平成五年三号・一〇年三八号・一六年二二号〕

〔準用規定〕

第五十五条 第十七条、第十八条、第二十二条の二から第二十二条の六まで、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十四条第二項、第二十六条から第二十八条まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十六条から第四十九条までの規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」とあるのは「第五十三条 第五十四条（併設型中学校にあつては第六十五条の十四において準用する第六十五条の四、連携型中学校にあつては第五十四条の四）又は第五十四条の二」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和二八年文令二八号・二八年二五号・三二年二二号・三三年一八号〕

- ・二四号・二五号・三五年一六号・三七年一八号・四二年一五号・四九年二号・三八号・五〇年四一号・平成一二年三号・一四年一四号・一七年三八号〕
- 注 本条で準用する二六条の二の「文部科学大臣の定め」＝《学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合》

第四章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教科

〔設備・編成及び学科の種類〕

第五十六条 高等学校の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の定めるところによる。

全般改正〔平成一四年文令一六号〕一部改正〔平成一六年文令二〇号〕

〔学科主任及び農場長〕

第五十六条の二 二以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

- ② 学科主任及び農場長は、教諭をもつて、これに充てる。
- ③ 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ④ 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

追加〔昭和五〇年文令四二号〕

●高等専門学校設置基準

(昭和三十六年八月三十日)
(文部省令第二十三号)

〔沿革〕昭和四一年三月三一日文部省令第九号、四四年八月二十五日第二五号、四七年九月六日第四四号、五一年七月二十四日第三二号、平成三年六月五日第三六号、
一〇年三月三一日第一六号、一一月一七日第三八号、一年九月二四日第四五号、
一一年一〇月三一日第五二号、一三年三月三〇日文部科学省令第八号、
一五年三月三一日第一五号、一六年三月一二日第八号、一七年九月九日第四〇号、
一八年三月三一日第一一号改正

高等専門学校設置基準を次のように定める。

目次

高等専門学校設置基準

- 第一章 総則（第一条～第三条の二）
- 第二章 組織編制（第四条～第十条）
- 第三章 教員の資格（第十条の二～第十四条）
- 第四章 教育課程（第十五条～第十七条の三）
- 第五章 課程修了の認定等（第十八条～第二十一条）

高等専門学校設置基準等

一七七の三一

第六章 施設及び設備等（第二十二条～第二十七条の三）

第七章 雜則（第二十八条・第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 高等専門学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

一部改正〔平成三年文令三六号〕

（教育水準の維持向上）

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるよう努めるものとする。

（情報の積極的な提供）

第三条 高等専門学校は、当該高等専門学校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

〔私学五九六〕

●学校保健法施行令

(昭和三十三年六月十日
政令第百七十四号)

〔沿革〕昭和三十七年五月一日政令第二〇二号、四八年五月一七日第一三八号、五〇年

一二月二七日第三八一号、五三年三月三二日第七三号、八月一八日第三一〇号、

六〇年三月三〇日第七三号、平成一〇年一〇月三〇日第三五号、一二年二月

一六日第四二号、六月七日第三〇八号、第三三四号、一六年四月一日第一四二

号、一七年三月三一日第一〇六号改正

号、一七年三月三一日第一〇六号改正

施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。)が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学前の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、すみやかに就学時の健康診断を行うものとする。

一部改正(昭和五三年政令三一〇号・平成一六年一四二号)

学校保健法施行令をここに公布する。

学校保健法施行令

内閣は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第十条第二項、第十二条、第十七条、第十八条第三項及び第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(就学時の健康診断の時期)

第一条 学校保健法(以下「法」という。)第四条の健康診断(以下「就学時の健康診断」という。)は、学校教育法施行令(昭和二八年政令第三百四十四号)第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前(同令第五条、第七条、第十二条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合には、三月前)までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者(学校教育法

第二条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

(検査の項目)

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聽力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 齒及び口腔の疾患及び異常の有無
- 七 その他の疾病及び異常の有無

(保護者への通知)

一部改正(昭和四八年政令一三八号)

第三条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行ふに当つて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第四条に規定する者の学校教育法(昭和二年法律第二十六号)第二十二条第一項に規定する保護者(以下「保護者」という。)に通知しなければならない。

(就学時健康診断票)

第一節 私立学校に対する補助金

一 総論

問 補助金の種類

● 私立学校を対象とした補助金等の種類について教えてください。

答

一 私立学校を対象とした補助金等

私立学校に対する財政援助の方法については、種々の観点から分類することができます。

補助金等の交付の根拠による分類として、その根拠が法律に基づく「法律補助」と、法律に基づかないで予算措置のみによる「予算補助」があります。

また、補助方式に着目すると、教育研究条件の維持向上を図ること等を目的とした助成事業等の「機関補助」方式と、教育の機会均等の確保を図ること等を目的とした育英奨学事業等の「個人補助」方式に分類することができます。

問 高等課程修了者の大学入学資格

- 専修学校高等課程（高等専修学校）の修了者のうち、大学入学資格が付与されるのは、どのような場合ですか。

答**一 高等課程修了者への大学入学資格付与**

専修学校の高等課程のうち、文部科学大臣が指定した修業年限三年以上の課程の修了者については、大学入学資格が付与されています。これは、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的として、昭和六〇年九月に制度化されたものです（学校法第五六条、同法施行規則第六九条第三号、平成一七年文部科学省告示第一三七号）。

二 文部科学大臣指定の要件

文部科学大臣の指定の要件は、次のとおりです。

- ① 修業年限が、三年以上であること。
- ② 卒業に必要な総授業時数が、二、五九〇時間以上であること。

以下の点にも十分留意すること。